

高病原性鳥インフルエンザ対策としての環境省施設等における希少鳥類への抗ウイルス薬投与についての基本的な考え方（仮称）案と
「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」における
抗ウイルス薬による治療に関連する記述（参考）

「高病原性鳥インフルエンザ対策としての環境省施設等における希少鳥類への抗ウイルス薬投与についての基本的な考え方」（案）は抗ウイルス薬投与についての考え方に特化していることから、高病原性鳥インフルエンザ対策全般を扱う「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」よりも、抗ウイルス薬を用いた治療に関する考え方、留意点、実施のための条件やプロセスについての具体的な記述が多くなっている（下表）。

高病原性鳥インフルエンザ対策としての環境省施設等における希少鳥類への抗ウイルス薬投与についての基本的な考え方（仮称） 案	「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」における関連・対応記述
1. 背景 「鳥類の飼育繁殖施設等における本病の対策としては、原則として、「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」（令和5年10月、環境省）に基づき対応する」。	「本対応指針は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第7条第2項（参考2参照）に基づき、高病原性鳥インフルエンザ発生時に、適切な対応が講じられるよう、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。）を除く飼養されている鳥類（以下「飼養鳥」という。）を対象に、飼養者等が留意すべき高病原性鳥インフルエンザへの対応方針等を示すものである。」（はじめに） 「種の保存法に基づく保護増殖事業の対象種については、当該種が感染した場合に備え、事前に殺処分や治療（治療計画含め）等の対応方針を策定しておくこと。」（1. 通常時（発生のない時）の準備と対応 （1）展示施設毎の対応マニュアル等の整備）
2. 投薬治療の検討対象となる希少鳥類	対応する記述なし。
3. 投薬治療の検討対象となる飼育繁殖施設	対応する記述なし。
4. 投薬治療にあたっての留意事項 限られた知見；発症後の投与では十分な治療効果が得られない可能性；予防目的での投与に伴うリスク；薬剤耐性変異株のリスク；作業者の感染リスク；動物衛生上の感染リスク；予算上、人員配置・作業上の負担；治療の対象となる個体間の優先順位について記載。	各項目に対応する記述なし。 「殺処分若しくは治療の判断は、隔離（留意事項3参照）が可能で十分な治療体制を確保できるか検討し、治療を行うことは感染拡大のリスクが否定できない行為であることを十分に理解した上で、担当獣医師の所見を踏まえ、展示施設の管理者が判断する。」との記述あり。（3. 飼養鳥における発生時の対応 （2）「感染した飼養鳥」の取扱い）

高病原性鳥インフルエンザ対策としての環境省施設等における希少鳥類への抗ウイルス薬投与についての基本的な考え方（仮称） 案	「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」における関連・対応記述
5. 抗ウイルス薬投与の条件について 高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルの整備と実装（関係機関との連絡体制、防疫体制、野生個体の取り扱い、治療計画の策定）、治療体制の確保、適切な抗ウイルス薬の選定、について記載。	各項目に対応する記述なし。 「治療を想定する展示施設は、「高病原性鳥インフルエンザ対策としての希少鳥類への抗ウイルス薬投与に当たっての論点整理（たたき台）」を参考に、事前に隔離飼養の体制及び治療計画を整える。」との記述あり。（3. 飼養鳥における発生時の対応 （2）「感染した飼養鳥」の取扱い ②治療） 参考文献として治療に関する論文を 1 件掲載。
6. 投与に係る合意形成・意思決定・情報共有 保護増殖事業の関係者間で合意形成、合意に基づく投薬治療開始の判断、関係者への報告等について記載。	対応する記述なし（「投薬」治療ではなく、治療の判断についての記述はあり）。 「治療薬を用いる場合は、事例収集のため環境省動物愛護管理室へ適宜絡をいただきたい。連絡のあった情報は、環境省動物愛護管理室から専門家に情報共有を行う」との記述あり。（参考 8 治療薬について）
7. 治療における留意事項 安楽殺処分の対象となる個体の考え方について記載。	殺処分についての考え方を参考として整理 「伝播力が強く、鳥類種によっては高致死性を示す感染症である高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染していることが確認され、表 6 に示す状況等であった場合は、動物愛護管理法第 7 条第 2 項及び第 40 条を踏まえ、感染拡大防止の観点等からできる限り苦痛を与えない方法を用いて殺処分することを検討する。」 「・ 感染拡大防止の観点から、飼養方法や施設設備、個体数等の理由により、治療に向けた十分な隔離飼養が行えない ・ 動物の福祉的観点から、感染した個体が衰弱しており回復が期待できない ・ 治療を行うに際し必要な感染防御を行いつつ、投薬を行う人員や時間が確保できない」 「種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の場合には、法令上の手続等個別に対応方法の判断が必要な場合も想定されることから、地方環境事務所等に相談する。」 （3. 飼養鳥における発生時の対応 （2）「感染した飼養鳥」の取扱い ①殺処分）
8. その他 （傷病個体と飼育個体の取り扱い、知見蓄積時の再整理について記載）	対応する記載なし。